

山梨県公報

第千二百三十六号

平成十三年

十月二十二日

月 曜 日

目次

休猟区の設定	五五九
銃猟禁止区域の設定	五五九
河川区域の指定(十九件)	五六二

告 示

山梨県告示第四百五十五号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第九条の規定により、次のとおり休猟区を設定した。

平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 休猟区の名称
岩崎山休猟区
- 二 休猟区の区域

東山梨郡大和村日影地内の国道二十号線と県道日影笹子線の交点を起点とし、同所から同県道を南進し笹子峠に至り、同所から大月市と東山梨郡大和村の境界線を南西に進み東山梨郡大和村と東八代郡御坂町の境界線との接点に至り、同所から同境界線に沿って北西に進み東山梨郡大和村と東八代郡一宮町の境界線との接点に至り、同所から同境界線に沿って北西に進み東山梨郡勝沼町と東八代郡一宮町の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み茶臼山及び水分を経て勝沼町道藤井南線下りとの接点に至り、同所から同町道を中央自動車道に沿って東進し東山梨郡大和村地内の鶴瀬橋南詰めに至り、同所から同橋を渡り国道二十号線との接点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る一団地

- 3 存続期間
平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで
- 4 面積

- 千二百十一ヘクタール
- 二 休猟区の名称
隼山休猟区
- 二 休猟区の区域

東山梨郡牧丘町隼地内の国道百四十号線と山梨市と東山梨郡牧丘町の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北西及び北に進み通称「グレイプ農場」北西に至り、同所から同境界線を南西に進み天狗山三角点(標高八百四十五メートル)に至り、同所から同境界線を北西に進み桜峠に至り、同所から同境界線を西進し牧丘町菅東山中部林道との接点に至り、同所から同林道を北進し牧丘町菅権田入林道との接点に至り、同所から同林道を東進しその他町道五号線との接点に至り、同所から同町道を東進し二級町道三十三号線との接点に至り、同所から同町道を南進し県道塩平窪平線との接点に至り、同所から同県道を東進し東山梨郡牧丘町窪平地内の国道百四十号線との接点に至り、同所から同国道を南進し牧丘町道三十五号線との接点に至り、同所から同町道を南進し東山梨郡牧丘町隼地内の国道百四十号線との接点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る一団地

- 3 存続期間
平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで
- 4 面積
千二百二十ヘクタール

- 三 休猟区の名 称
上九一色休猟区
- 二 休猟区 の 区域

西八代郡上九一色村古閑地内の国道三百五十八号線の上九一色村役場を起点とし、同所から日陰山に通じる山道を北東に進み東八代郡中道町と西八代郡上九一色村の境界線との接点に至り、同所から東八代郡芦川村と西八代郡上九一色村の境界線に沿って南東に進み西八代郡上九一色村と南都留郡足和田村の境界線との接点に至り、同所から同境界線に沿って南西に進み王岳(標高千六百二十三・四メートル)に至り、同所から尾根沿い(通称王岳ハイキングコース)を西進し標高千三百三十九・八メートルの地点を経て県道甲府精進湖線の三号トンネル(精進湖隧道)との交点に至り、同所から三方分山へ通じる山道を西進し西八代郡上九一色村と西八代郡下部町の境界線との接点に至り、同所から同境界線に沿って北進し釈迦ヶ岳(標高千二百七十一・二メートル)に至り、同所から西八代郡上九一色村と西八代郡三珠町の境界線に沿って北進し国道三百五十九号線との接点に至り、同所から同国道を南東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

4 面積

千五百ヘクタール

四 1 休猟区の名称

大黒休猟区

2 休猟区の区域

南巨摩郡早川町所在の県有林敷沢事業区第四十二林班、第四十三林班、第四十四林班、第四十五林班、第四十六林班、第四十九林班、第五十林班、第五十一林班、第五十二林班、第五十三林班、第五十四林班、第五十五林班、第五十六林班、第五十七林班、第五十八林班、第五十九林班及び第六十三林班の区域

3 存続期間

平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

4 面積

三千百六十三ヘクタール

五 1 休猟区の名称

明野休猟区

2 休猟区の区域

北巨摩郡明野村浅尾地内の農道三 二十九号線と北巨摩郡明野村と北巨摩郡須玉町の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を東、南東、南西及び南東に進み中巨摩郡敷島町と北巨摩郡明野村の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み葎崎市と北巨摩郡明野村の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み農道三 二十九号線との交点に至り、同所から同農道を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

4 面積

九百ヘクタール

六 1 休猟区の名称

高根休猟区

2 休猟区の区域

北巨摩郡高根町五町田地内の県道長坂高根線と北巨摩郡高根町と北巨摩郡長坂町の境界線との交点を起点とし、同所から同農道を東進し国道百四十一号線（旧道）との接点に至り、同所から同国道を南進し北巨摩郡須玉町と北巨摩郡高根町の境界

線との交点に至り、同所から同境界線を南進し県道須玉八ヶ岳公園線との交点に至り、同所から同農道を西進し町道下黒沢打越中線との接点に至り、同所から同町道を西進し町道下黒沢打越下線との接点に至り、同所から同町道を西進し町道下黒沢打越中線との接点に至り、同所から同町道を北進し町道打越和田線との接点に至り、同所から同町道（新道）を南西に進み町道競馬原下黒沢中線との接点に至り、同所から同町道を西進し北巨摩郡高根町と北巨摩郡長坂町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し起点に至る一団地

平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

4 面積

千三百五十ヘクタール

七 1 休猟区

近ヶ岳休猟区

2 休猟区の区域

大月市と都留市の境界線と国道百二十九号線との交点を起点とし、同所から同国道を南進し市道姥沢川通線との接点に至り、同所から同市道を南進し県道都留インター線との交点に至り、同所から同農道を北西に進み県道高畑谷村停車場線との接点に至り、同所から同農道を西進し市道下大幡初狩線との接点に至り、同所から同市道を北進し屋敷沢沿いの小道との接点に至り、同所から同小道を北進し通称丸太タルと大月市と都留市の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

4 面積

千三百五ヘクタール

八 1 休猟区

忍野休猟区

2 休猟区の区域

南都留郡忍野村忍草地内の鳥居地峠と富士吉田市と南都留郡忍野村の境界線との接点を起点とし、同所から同境界線を北東に進み杓子山三角点（標高千五百九十七・六メートル）に至り、同所から都留市と南都留郡忍野村の境界線を南東に進み立ノ塚峠に至り、同所から登山道を南西に進み村道水呑線との接点に至り、同所から同村道を南西に進み金山橋との交点に至り、同所から子ノ神川北岸を西進し農免農道幹線一号線との交点に至り、同所から同農道を西進し村道鶴ヶ池線との交点に

至り、同所から同村道を北進し県営明見忍野林道との交点に至り、同所から同林道を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

4 面積

五百三十五ヘクタール

九 1 休猟区の名称

高川厄王山休猟区

2 休猟区の区域

大月市大月二丁目地内の国道二十号線の大月橋東詰めを起点とし、同所から同国道を東進し同市猿橋町猿橋地内において県道朝日小沢猿橋線の起点に至り、同所から同国道を南進し同市猿橋町朝日小沢地内の札金沢橋に至り、同所から札金沢沿いの小道を西進し札金峠を経て大月市と都留市の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西及び南南西に進み高川山（標高九百七十六メートル）を経て県道大幡初狩線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み国道二十号線との接点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

4 面積

千六百ヘクタール

十 1 休猟区の名称

西原休猟区

2 休猟区の区域

北都留郡上野原町桐原地内の県道上野原あきる野線と県道上野原丹波山線との交点を起点とし、同所から県道上野原丹波山線を北西進し北都留郡上野原町と北都留郡小菅村の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み東京都と山梨県の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東に進み県道上野原あきる野線との交点に至り、同県道を南西進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで

4 面積

二千八十八ヘクタール

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を設定した。

平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

一 銃猟禁止区域の名称

清里銃猟禁止区域

2 銃猟禁止の区域

北巨摩郡高根町清里三千五百四十五番地丘の公園の敷地の境界線の外側二百メートルの線により囲まれた一団地

3 存続期間

平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

4 面積

百七十ヘクタール

二 1 銃猟禁止区域の名称

清春銃猟禁止区域

2 銃猟禁止の区域

北巨摩郡長坂町中島四千四百二番地清春カントリー倶楽部の敷地の境界線の外側二百メートルの線により囲まれた一団地

3 存続期間

平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

4 面積

百五十ヘクタール

三 1 銃猟禁止区域の名称

明野銃猟禁止区域

2 銃猟禁止の区域

北巨摩郡明野村小笠原字大内窪三千三百九十四番地一レイクウッドゴルフクラブサンパーク明野コースの敷地の境界線の外側二百メートルの線により囲まれた一団地

3 存続期間

平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

4 面積

二百ヘクタール

四 1 銃猟禁止区域の名称

須玉銃猟禁止区域

山梨県告示第四百五十六号

2 銃猟禁止の区域

北巨摩郡須玉町江草三千七十二番地ダイワウインターゴルフ倶楽部の敷地境界線の外側二百メートルの線により囲まれた一団地

3 存続期間

平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

4 面積

百五十ヘクタール

五 1 銃猟禁止区域の名称

みずがき湖銃猟禁止区域

2 銃猟禁止の区域

北巨摩郡須玉町比志地内のみずがき湖の満水時の水面全域

3 存続期間

平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

4 面積

四十三ヘクタール

山梨県告示第四百五十七号

富士川水系に係る指定区間の一級河川山王川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡中地域振興局に備え置いて縦覧に供する。
平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

次の図面（第一号図から第七号図まで）の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
（図面省略）

山梨県告示第四百五十八号

富士川水系に係る指定区間の一級河川冷沢川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡中地域振興局に備え置いて縦覧に供する。
平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

次の図面（第一号図から第五号図まで）の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域

（図面省略）

山梨県告示第四百五十九号

富士川水系に係る指定区間の一級河川御岳川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡中地域振興局に備え置いて縦覧に供する。
平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

次の図面（第一号図から第五号図まで）の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
（図面省略）

山梨県告示第四百六十号

富士川水系に係る指定区間の一級河川御庵沢川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡中地域振興局に備え置いて縦覧に供する。
平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

次の図面（第一号図から第三号図まで）の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
（図面省略）

山梨県告示第四百六十一号

富士川水系に係る指定区間の一級河川笹子沢川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局に備え置いて縦覧に供する。
平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

次の図面（第一号図から第六号図まで）の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
（図面省略）

山梨県告示第四百六十二号

富士川水系に係る指定区間の一級河川白沢川について、河川法（昭和三十九年法律第

百六十七号) 第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

次の図面(第一号図から第二号図まで)の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
(図面省略)

山梨県告示第四百六十三号

富士川水系に係る指定区間の一級河川大蔵沢川について、河川法(昭和三十九年法律百六十七号) 第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

次の図面(第一号図から第二号図まで)の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
(図面省略)

山梨県告示第四百六十四号

富士川水系に係る指定区間の一級河川赤芝川について、河川法(昭和三十九年法律百六十七号) 第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

次の図面(第一号図から第六号図まで)の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
(図面省略)

山梨県告示第四百六十五号

富士川水系に係る指定区間の一級河川大石川について、河川法(昭和三十九年法律百六十七号) 第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

次の図面(第一号図から第四号図まで)の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
(図面省略)

山梨県告示第四百六十六号

富士川水系に係る指定区間の一級河川室小沢川について、河川法(昭和三十九年法律百六十七号) 第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

次の図面(第一号図から第二号図まで)の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
(図面省略)

山梨県告示第四百六十七号

富士川水系に係る指定区間の一級河川大倉沢川について、河川法(昭和三十九年法律百六十七号) 第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

次の図面(第一号図から第三号図まで)の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
(図面省略)

山梨県告示第四百六十八号

富士川水系に係る指定区間の一級河川志麻の沢川について、河川法(昭和三十九年法律百六十七号) 第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

次の図面(第一号図から第二号図まで)の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
(図面省略)

山梨県告示第四百六十九号

富士川水系に係る指定区間の一級河川島の沢川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

次の図面（第一号図から第二号図まで）の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
（図面省略）

山梨県告示第四百七十号

富士川水系に係る指定区間の一級河川湯沢川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

次の図面（第一号図から第四号図まで）の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
（図面省略）

山梨県告示第四百七十一号

富士川水系に係る指定区間の一級河川奥川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

次の図面（第一号図から第三号図まで）の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
（図面省略）

山梨県告示第四百七十二号

富士川水系に係る指定区間の一級河川大城宮沢川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

次の図面（第一号図から第二号図まで）の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
（図面省略）

山梨県告示第四百七十三号

富士川水系に係る指定区間の一級河川西沢川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

次の図面（第一号図から第三号図まで）の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
（図面省略）

山梨県告示第四百七十四号

富士川水系に係る指定区間の一級河川桂沢川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

次の図面（第一号図から第二号図まで）の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
（図面省略）

山梨県告示第四百七十五号

富士川水系に係る指定区間の一級河川黒沢川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡北地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月二十二日

山梨県知事 天 野 建

次の図面（第一号図から第八号図まで）の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
（図面省略）